

外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第4回）

共生社会の基盤整備に向けた取組について

<総合的対応策における主な取組、意見・要望及び課題>

- P1～7、12、18、19～22：出入国在留管理庁作成資料
- P8、9、17：外務省作成資料
- P10：法務省（人権擁護局）
- P11：内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）作成資料
- P13～16、19：総務省作成資料
- P20：厚生労働省作成資料

<在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）>

- P23～38：出入国在留管理庁作成資料



令和3年5月24日
出入国在留管理庁

総合的対応策における主な取組

国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- ・ 「『国民の声』を聴く会」や「出入国在留管理行政懇談会」等における幅広い関係者からの意見聴取《施策番号1》
- ・ 共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置《施策番号1》
- ・ 全国の地方出入国在留管理局に配置されている受入環境調整担当官の体制整備《施策番号1》
- ・ 外国人に対する基礎調査の実施《施策番号2》
- ・ 外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のための研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方の検討《施策番号3》

啓発活動の実施

- ・ 「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」の開催による日本人の意識啓発《施策番号4》
- ・ 「外国人労働者問題啓発月間（毎年6月）」における外国人労働者問題に関する啓発活動等《施策番号5》
- ・ 外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図るための各種人権啓発活動の実施《施策番号6》

地域における多文化共生の取組の促進・支援

- ・ 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）《施策番号12》
- ・ 外国人支援者のネットワークの構築《施策番号58》
- ・ 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討《施策番号59》
- ・ 地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定の促進《施策番号61》
- ・ 「多文化共生アドバイザー制度」「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例の展開《施策番号61》
- ・ 各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することの促進《施策番号61》
- ・ 市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供するための住民基本台帳制度の適切な運用《施策番号62》
- ・ 国際経験豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体と国際協力機構（JICA）との連携《施策番号63》

総合的対応策における主な取組

在留資格手続の円滑化・迅速化

- ・ 特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備等《施策番号158》
- ・ オンラインによる在留外国人に係る在留手続の更なる対象の拡大《施策番号159》
- ・ 中長期在留者のマイナンバーカードの取得促進のための取組《施策番号160、161》
- ・ 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討《施策番号161》
- ・ 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の検討《施策番号164》

在留管理基盤の強化

- ・ 外国人雇用状況届出情報を活用した外国人の就労状況の把握、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報のオンラインによる連携の検討《施策番号165》
- ・ 外国人の就職情報をシームレスに把握することによる外国人の就労に関する統計の充実・活用《施策番号166》
- ・ 就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握するための統計調査の実施《施策番号167》
- ・ 外国人の受入れ環境整備に関する業務等の適切な遂行のための出入国在留管理庁の人的・物的体制の整備《施策番号168》

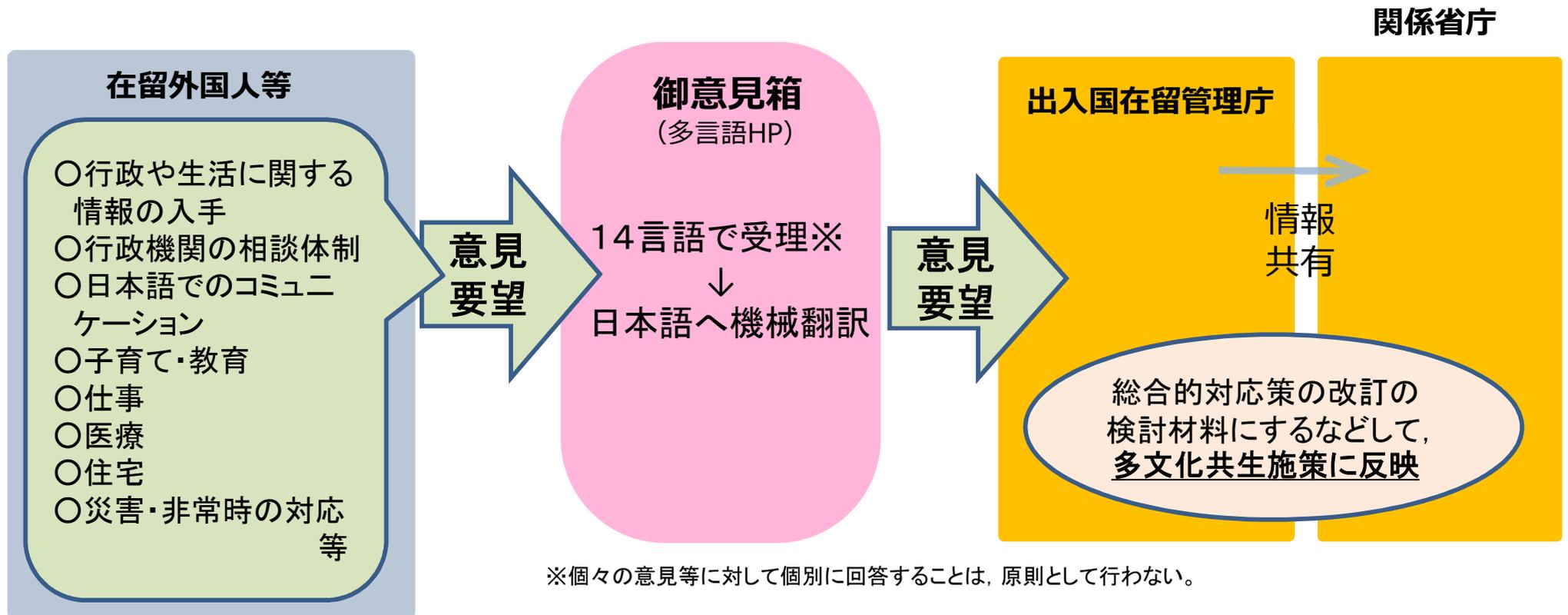
多文化共生施策に係る「御意見箱」の設置について

（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年度改訂）：施策番号1）

出入国在留管理庁に設置した『国民の声』を聴く会や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。また、外国人生活支援ポータルサイトに、共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」を設け、外国人個人からも意見を聴取する。

⇒ **より広く外国人個人からも意見を聴取する仕組・ツールとして、多文化共生施策に係る意見を日本語を含む14言語※で受け付けるウェブページ「御意見箱」を多言語ホームページに設置し（令和3年2月1日開設）、外国人個人からも広く意見を募集している。**

※日本語，英語，中国語（繁体字，簡体字），韓国語，スペイン語，ポルトガル語，インドネシア語，ベトナム語，タガログ語，タイ語，ネパール語，クメール語，ミャンマー語及びモンゴル語



1. 受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入れ環境整備を目的として、全国11の地方出入国在留管理局及び支局に担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通り西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-4747
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3015	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区烏浜町10-7 就労・永住審査部門	0570-045259 所属部署番号20	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

調査の背景・目的

- 平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が関係閣僚会議決定された（令和元年12月及び令和2年7月に改訂）。
- 本調査は、総合的対応策において、「外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、（中略）外国人に対する基礎調査を実施する」（施策番号2）とされたことを受け、実施したものである。
- より充実した調査結果となるよう、「在留外国人に対する基礎調査に関する有識者会議」を設置し、調査方法や調査項目の決定、調査結果の取りまとめについて共生施策に精通した有識者による、専門性、高い見識、広い視野を取り入れている。

➡ 調査結果を基に外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案を行うことで総合的対応策の充実を図り、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

アンケート調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 18歳以上の中長期在留者及び「特別永住者」計10,000人を無作為抽出（令和2年8月7日現在） ※ 直近の上陸許可年月日から1年以上経過している者に限る。
有効回答数等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配布数：10,000件（うち未着分：632件） ■ 有効回答数：1,600件／回答率17.1%
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ Web調査（調査対象者にQRコード付の調査協力依頼状を郵送し、当該QRコードを読み込んで、インターネット上のアンケートに回答してもらう形式） ■ なお、調査票（回答画面）は、8言語（ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語）で対応
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「日本語でのコミュニケーション」、「情報の入手・相談対応」、「医療」、「災害・非常時の対応」、「住宅」、「子育て・教育」、「仕事」等在留外国人が職業生活、日常生活及び社会生活において抱えている主要な問題（生活上の困りごと等）を調査
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和2年9月1日～同年9月30日
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本件調査結果は、アンケートに対して得られた回答をそのまま集計・掲載したものであり、一部の結果では回答数が限られるため、その解釈には留意が必要である。

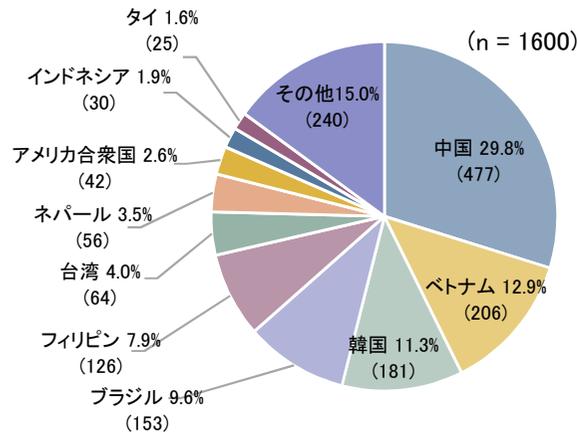


※ 本文中の図表番号及びページ番号は報告書から引用している。

回答者の属性

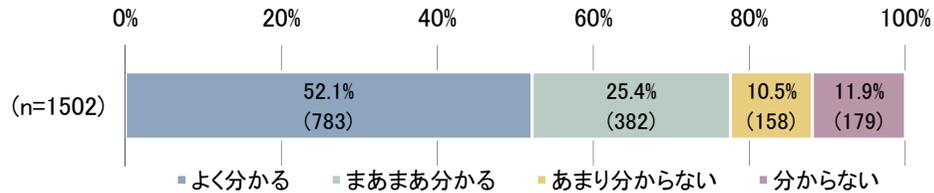
【回答者の国籍・地域】

図表7 (29ページ)



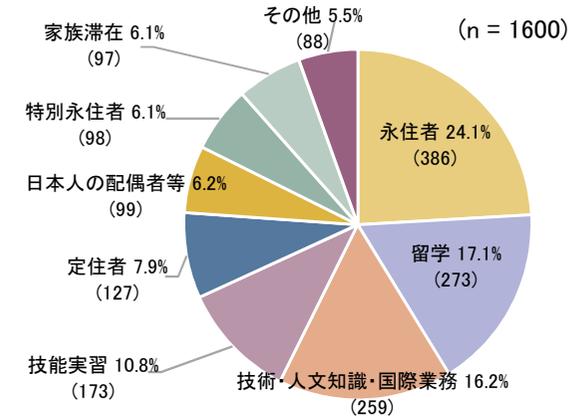
【回答者の日本語能力（読む）】

＜日本語＞ 図表58 (81ページ)

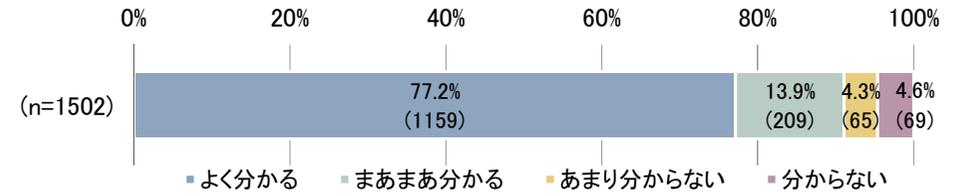


【回答者の在留資格】

図表10 (31ページ)



＜やさしい日本語＞ 図表59 (81ページ)



※ 通常の日本語について、「よく分かる」と回答した人の割合が52.1%であったのに対し、やさしい日本語について、同様に回答した人の割合は、77.2%であった。

調査結果のポイント

- 生活環境全般の満足度をみると、満足していると回答する割合（「満足している」、「どちらかといえば満足している」の合算値）が、8割程度であった（図表48〔72ページ〕）。
- 職業生活、日常生活及び社会生活において問題を抱えていると回答した人については、相談先や情報入手先が分からなかったとする回答が多かった（図表91〔126ページ〕ほか）。
- また、上記の問題を抱えているとの回答には、日本語が十分に理解できていないことが原因と思われる回答も多かった（図表82〔112ページ〕ほか）。

支援策の周知不足、多言語又はやさしい日本語での対応・情報発信が少ないなどの課題が認められた。

■ 日常生活において、困りごとを抱えていると回答した人の主な困りごとは、以下のとおり（複数回答あり）。

日本語の学習における困りごと

- 1位 日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い（23.3%）
- 2位 学んだ日本語を活かせる機会がない（17.1%）
- 3位 都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない（15.6%）



公的機関が発信する情報入手する際の困りごと

- 1位 多言語での情報発信が少ない（33.8%）
- 2位 やさしい日本語での情報発信が少ない（23.4%）
- 3位 スマートフォン等で利用できる公的機関（市区町村・都道府県・国）が作成したアプリでの情報発信が少ない（16.8%）



公的機関に相談する際の困りごと

- 1位 どこに相談すればよいか分からなかった（31.4%）
- 2位 相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった（27.8%）
- 3位 通訳が配備されていなかった又は少なかった（20.4%）



病院で診察等を受ける際の困りごと

- 1位 病院で症状を正確に伝えられなかった（24.1%）
- 2位 どの病院に行けばよいか分からなかった（23.1%）
- 3位 病院の受付でうまく話せなかった（15.9%）



災害時の困りごと

- 1位 信頼できる情報の情報源が分からなかった（12.6%）
- 2位 避難場所が分からなかった（10.2%）
- 3位 警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため分からなかった（9.8%）



新型コロナウイルス感染症の影響に関する困りごと

- 1位 信頼できる情報の情報源が分からない（20.2%）
- 2位 支援策の利用・申請方法が分からない（15.4%）
- 3位 相談できる場所が分からない（11.4%）



住居探しにおける困りごと

- 1位 家賃や契約にかかるお金が高かった（23.5%）
- 2位 国籍等を理由に入居を断られた（20.5%）
- 3位 保証人が見つからなかった（19.7%）



学校における子どもの困りごと

- 1位 日本語が分からない（7.8%）
- 1位 外国にルーツがあることでいじめられる（7.8%）
- 3位 授業の内容が理解できない（7.5%）



外国人材の受入れには 日本社会による受入れが不可欠



平成16年10月の「海外交流審議会答申(外国人を受け入れる側の日本社会の意識を高くしていく必要がある)」を受け、**外国人の受入れ及び日本社会との統合**の両側面で検討を開始



平成30年12月の外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」においても、本フォーラムに言及。

《施策番号4》

○ 外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。

- 国際フォーラムでは、内外の有識者を招聘し、国際移住機関(IOM)と共催し、関係省庁や自治体等と共催しつつ、これまで16回にわたって実施。
- 海外・国内の取り組みを紹介し、日本における外国人の受入れや社会統合に関するテーマについて議論を行うことを通じ、意識啓発・知見の共有を目指す。

外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム【過去の開催実績】

国際シンポジウム(2005年～2009年)

第1回 2005年2月 於:東京都 参加者約300名
テーマ1「外国人が抱える諸問題」
テーマ2「日本が外国人にどう対処すべきか」

第2回 2006年3月 於:東京都 参加者約300名
テーマ1「外国人の日本社会への受入れ」
テーマ2「外国人第二・三世代の教育問題」
テーマ3「外国人の就労問題」

第3回 2007年3月 於:東京都 参加者約230名
テーマ1「各国における移民の社会統合」
テーマ2「社会統合に向けた取り組み事例」

第4回 2008年3月 於:静岡市 参加者約350名
テーマ1「多文化主義の現状と課題」
テーマ2「日系ブラジル人と社会統合」

第5回 2009年2月 於:名古屋市 参加者約500名
テーマ1「外国人受入れの現状及び課題」
テーマ2「社会統合の実践例と課題」

国際ワークショップ(2010年～2018年)

第1回 2010年2月 於:横浜市 参加者約180名
テーマ1「地域社会への意識啓発」
テーマ2「入国前の外国人に対する情報提供」

第2回 2011年2月 於:上智大学 参加者約160名
テーマ「将来における我が国の外国人政策」

第3回 2012年3月 於:明治大学 参加者約240名
テーマ「東日本大震災と外国人政策」

第4回 2013年2月 於:大田区 参加者約170名
テーマ1「大規模災害時の在留外国人への多言語による情報発信のあり方」
テーマ2「日本に在留する外国人の団体を含む関係機関の連携のあり方」

第5回 2014年2月 於:目黒区 参加者約150名
テーマ「若手外国人とともに歩む」

第6回 2015年2月 於:葛飾区 参加者約220名
テーマ「医療分野における外国人と外国人材」

第7回 2016年2月 於:品川区 参加者約160名
テーマ「外国人と企業のダイバーシティ経営」

第8回 2017年3月 於:渋谷区 参加者約180名
テーマ「外国人女性の生活と活躍」

第9回 2018年3月 於:葛飾区 参加者約200名
テーマ「外国人と進める地域の活性化」

国際フォーラム(2019年～)

2019年10月 於:港区 参加者192名
テーマ「地域社会における外国人の円滑な受入れ」

2021年2月 オンライン開催 参加者878名
テーマ「外国人住民への情報発信:コロナ禍で見た現状と課題」

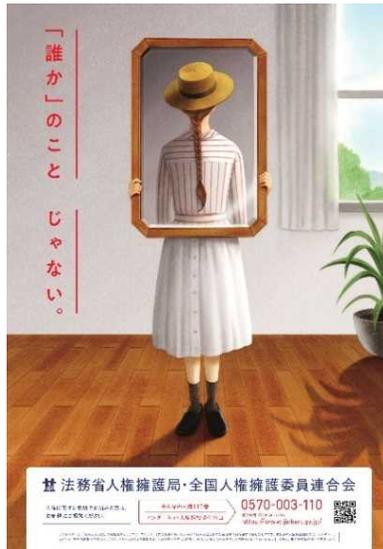


ユニバーサル社会の実現に向けた啓発活動



- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、外国人や障害のある人に対する偏見や差別をなくし、ユニバーサル社会(人種、障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会)を実現することが求められている。
- 人権擁護機関の主な取組は、以下のとおり。

キャッチコピーコンテストの実施



2020年東京大会以後も、大会を契機に醸成された人権尊重の機運をレガシーとして継承していくために実施した、人権啓発キャッチコピーコンテストの優秀作品を、法務省のポスターやパンフレット等に表示するなど、各種人権啓発活動へ活用

障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

体験型啓発活動の実施

様々な民間団体等と連携・協力し、車椅子体験・障害者スポーツ体験・パラリンピアンによる講演・人権教室からなる啓発活動を実施



啓発冊子・啓発動画等の作成



パラリンピアン監修による啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」や、「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」と題した啓発冊子及び啓発動画を作成し、全国の法務局・地方法務局で冊子の配付、啓発動画の貸し出しを行うとともに、YouTube法務省チャンネルでの配信を実施



外国人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動

啓発冊子・啓発動画等の作成



外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発動画「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」等を作成し、全国の法務局・地方法務局で冊子の配付、啓発動画の貸し出しを行うとともに、YouTube法務省チャンネルでの配信を実施

ポスター・インターネット広告の実施



「外国人の人権」、「ユニバーサル社会」等をテーマとしたキャッチコピーを広く国民の皆様から募集し、最優秀作品を用いて啓発ポスターを作成、全国の公共機関等へ配布・掲示したほか、「外国人の人権」に関するインターネット広告等を実施



地域における多文化共生の推進

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定) (抜粋)

- 近年、地方における外国人人口が増加している中、新たな在留資格として「特定技能」も創設され、地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される。
- このような状況を踏まえ、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要である。
- 外国人材の受入支援や共生支援などについて優良事例の収集・横展開を行うとともに、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。さらに、外国人材と地方公共団体の円滑なマッチング等を支援し、地方公共団体における外国人材の活躍を促進する。

外国人材の受入支援・共生支援の事例

岡山県美作市

美作市と活発な交流が行われているベトナムをメインターゲットに、インバウンド観光客の増加や市特産品の販路開拓による地域の活性化を目指すとともに、ベトナム人材をまちづくりコーディネーターとして従事させ、定住外国人の増加及び相談窓口を設置による市内在住者のケア、企業・市民の外国人材受入れに対する機運醸成等に取り組むことで、定住人口の増加による地域活力の復活や人手不足解消による地元企業の活性化につなげる。

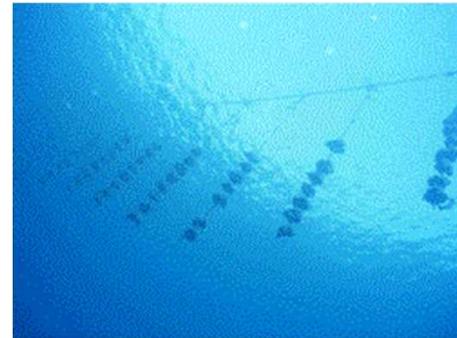


(出典) 美作市HP

外国人材と地方公共団体のマッチング支援の事例

島根県海士町

在外の親日外国人材と地方公共団体とのマッチングを支援する「外国人材による地方創生支援制度」を活用し、海士町で中国(香港)人を採用。同町で生産された養殖いわがき(日本の固有種)の販路開拓・グローバル展開に向けたマーケティング調査の実施や、マーケティング戦略等の企画・宣伝・販促業務に従事させ、海外販路拡大施策を促進する。



(出典) 海士町HP

〈外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)〔施策番号58〕〉

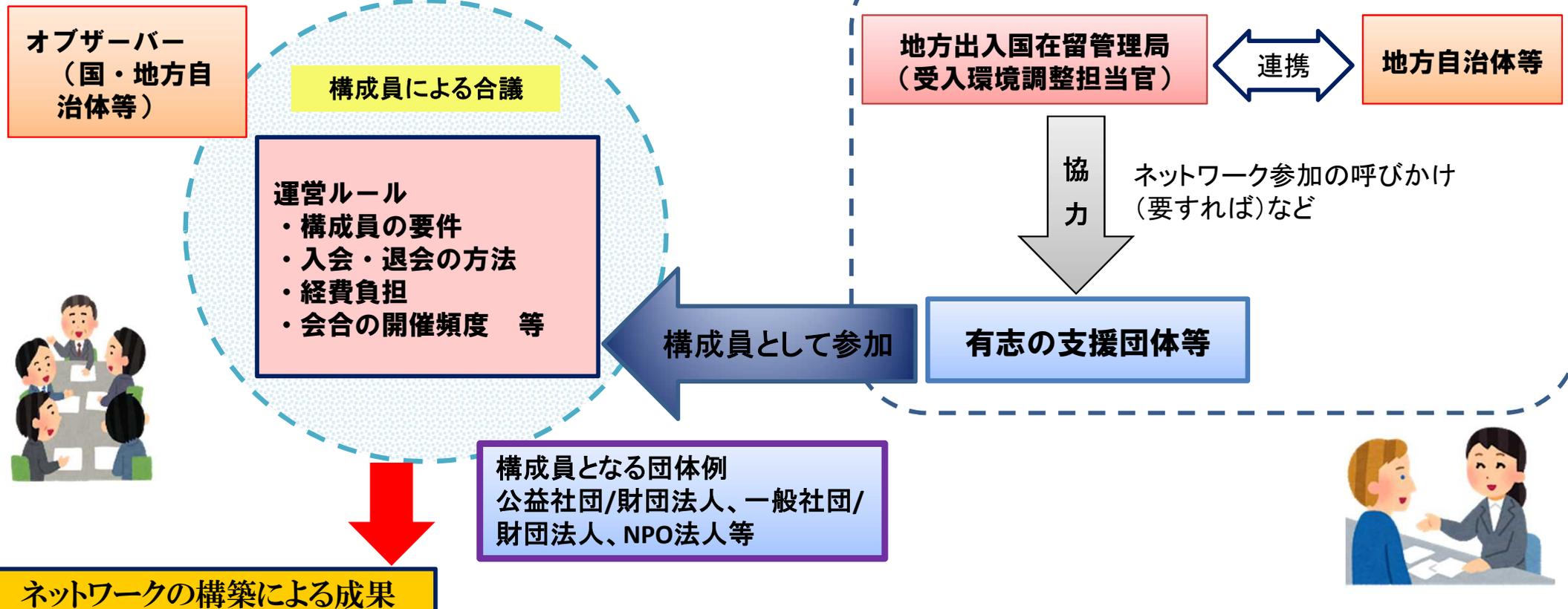
【外国人支援者のネットワーク】

地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。

外国人支援者同士のネットワーク(会議体)

ネットワークを新規に立ち上げる場合

連携・情報共有の場



構成員となる団体例
公益社団/財団法人、一般社団/
財団法人、NPO法人等

ネットワークの構築による成果

- 多様な支援団体間における情報共有・情報交換
- それぞれの支援団体に蓄積されている相談事例やノウハウの提供や活用（個別相談への対応方法や事業運営等に関する相互アドバイス）
- 支援団体間の協力体制の構築による効率的な支援（日本語教室の適時開催・交流イベントの開催等）

「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

総務省において、地方公共団体が改訂後のプランを参照し、地域の実情を踏まえた「多文化共生に係る指針・計画」の策定・見直し等を行い、もってより一層の多文化共生施策を推進するよう依頼（令和2年9月10日総行国第100号総務省自治行政局国際室長通知）

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

旧プラン(2006年)

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン(2020年)

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

～平成21年7月15日公布，平成24年7月9日施行～



＜外国人住民に係る改正ポイント＞

※住基ネットの適用開始は平成25年7月8日

外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

→外国人住民についても，日本人と同様，住民票が作成される。

→市区町村においては，当該外国人住民に係る住民票を各種行政の基礎とする。

＜外国人住民に係る改正内容＞

住民票を作成する
対象者

・ 中長期在留者（在留カード交付対象者），特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）等

住民票の記載事項

・ 氏名，生年月日，性別，住所等のほか，外国人特有の事項である「国籍・地域」，在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」「在留期間の満了の日」等を記載

出入国在留管理庁
長官からの通知

・ 在留資格の変更，在留期間の更新により，外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に，出入国在留管理庁長官から市町村長へ通知

その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
・ 閲覧制度，住民票の写し等の交付制度，市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正等

外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）

旧制度

【入管法】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可
(在留資格、在留期間)
- ・不法滞在者の取締り

【入管特例法】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位
(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)(※)

(※)法定受託事務

【外登法】(市区町村の法定受託事務)

- ・登録の申請(新規・変更)
- ・外国人登録証明書の交付
- ・外国人登録原票の作成・管理

新制度

【新入管制度】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可(在留資格、在留期間)
 - ・在留情報の届出(新規・変更)
 - ・在留カードの交付
 - ・不法滞在者の取締り
 - ・住居地の届出(経由事務)
 - ・住居地情報の在留カードへの反映
- (※)

【新入管特例制度】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位(永住資格等)の安定化
 - ・特別永住許可(経由事務)
 - ・特別永住者証明書の交付(経由事務)
 - ・住居地の届出(経由事務)
- (※)

【外登法は廃止され新入管制度に集約】

在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握

在留管理

住民行政

事実上、市町村の各種行政サービスに活用

(市区町村の自治事務)

外登法により登録されている情報を市町村が各種行政サービスに活用

【住民基本台帳制度(外国人住民)】 (市区町村の自治事務)

- ・外国人住民に係る住民票の編成、記録の適正な管理
- ・外国人住民に係る住民票への記載のための届出
- ・各種行政サービスへの活用(手続の簡素化)

基礎的行政サービスを提供する基盤の確立

住民基本台帳制度の対象となる外国人の範囲について

* 日本の国籍を有しない者のうち住基法第30条の45の表の上欄に掲げるものであって、住所を有する者

住基法第30条の45の表の上欄に掲げるもの

○ 中長期在留者(在留カード交付対象者) <入管法第19条の3>

- ・ 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者
 - ① 三月以下の在留期間が決定された者
 - ② 短期滞在の在留資格が決定された者
 - ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
 - ④ 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの



○ 特別永住者 <入管特例法第3条～第5条>

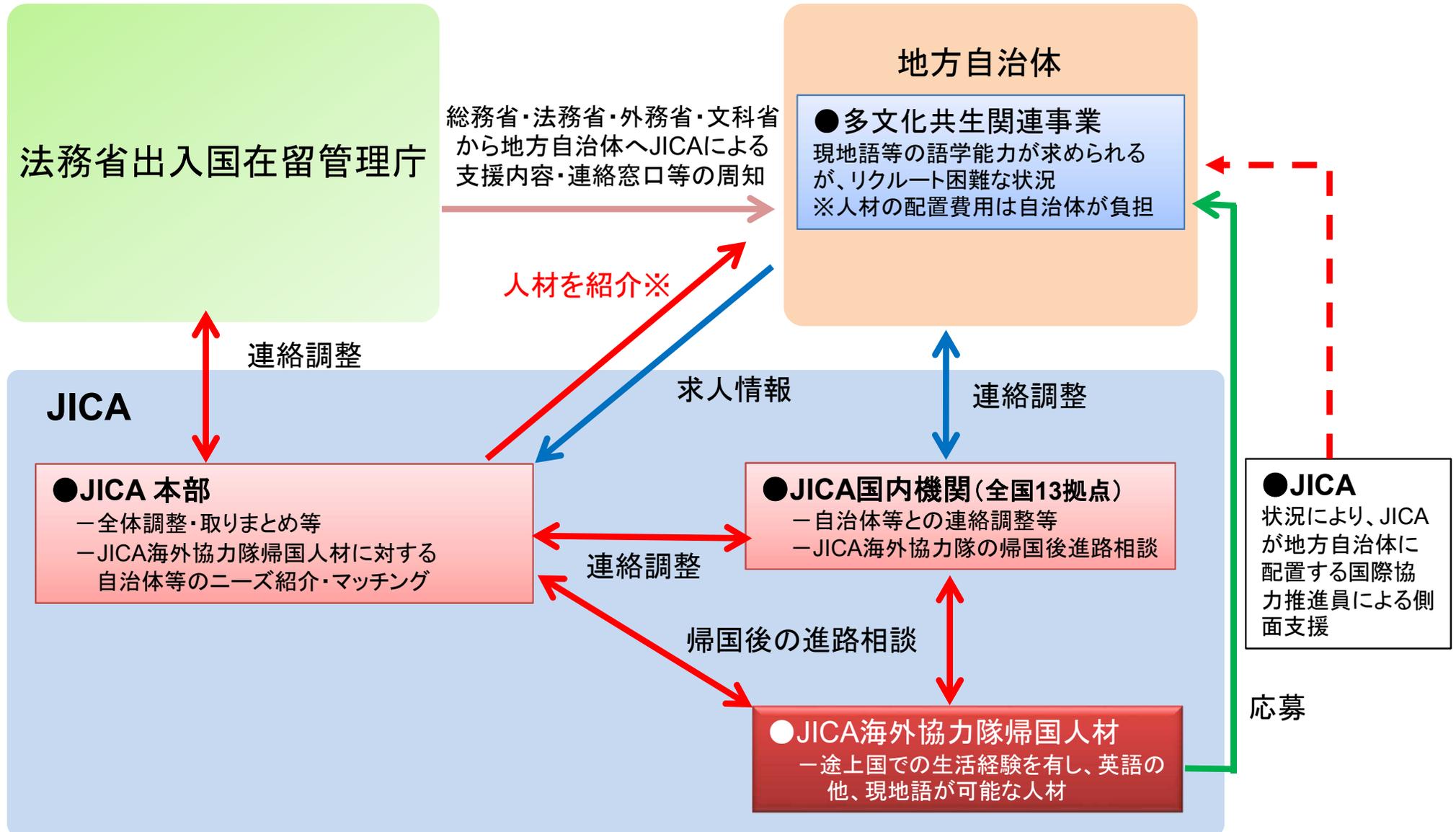
○ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 <入管法第18条の2・第61条の2の4>

- ・ 一時庇護許可者 … 難民の可能性のある者であって、一時的に上陸を許可された者
- ・ 仮滞在許可者 … 難民認定申請をした不法滞在外者について、難民認定手続を進める上で、仮の滞在を許可された者

○ 出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者 <入管法第22条の2>

- ・ 出生又は日本国籍の喪失により本邦に在留することとなった外国人について、60日を限り、在留資格を有することなく適法に在留することができる。

外国人受入れ促進に関する自治体への支援 関係4省庁・自治体・JICAの連携



※ JICAは無料職業紹介の許可取得済み
(2020年12月)

現状・解決策

在留申請オンラインシステムの利用者は、現在、外国人を適正に雇用している所属機関の職員等に限定されており、また、一部申請手続が対象外となっている。そのため、窓口混雑の緩和及び申請人の利便性向上の観点から外国人本人によるオンライン申請を可能とするほか、対象手続に永住許可申請や在留カード関係諸申請等を追加する。

利用できる者

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
- ② ①の所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士、公益法人の職員及び登録支援機関の職員

上記に加え、外国人本人も本人確認を行った上で利用を可能とする。

対象の手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請

上記に加え、以下の手続等を追加することを検討。

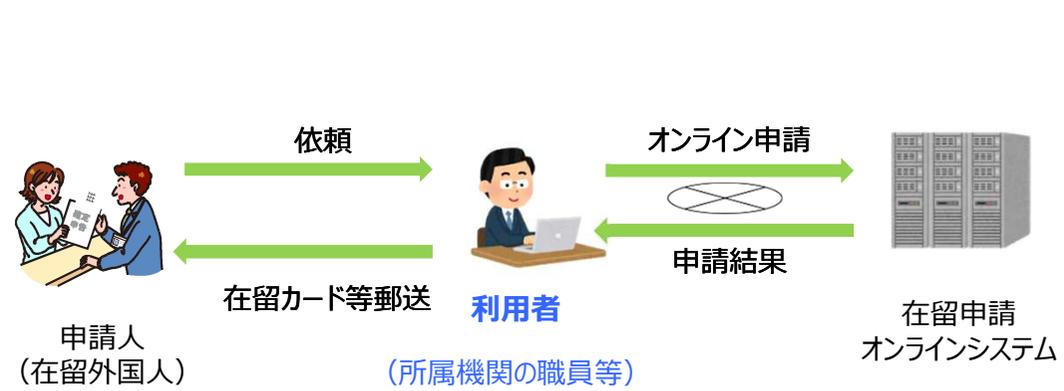
- ⑦ 永住許可申請
- ⑧ 登録支援機関の登録諸申請
- ⑨ 在留カード関係諸申請等
- ⑩ 単独での再入国許可申請及び資格外活動許可申請

対象の在留資格

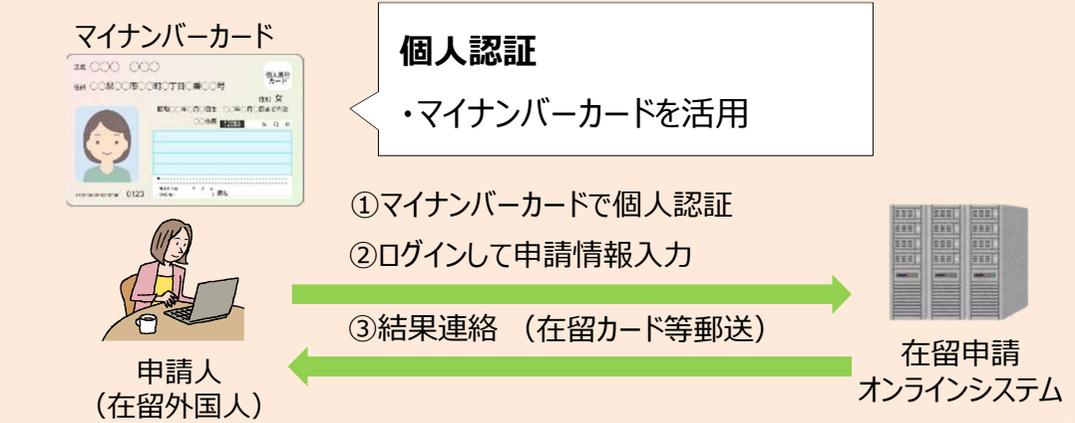
入管法別表第1の在留資格（外交，短期滞在を除く）

上記に加え、別表第2の在留資格（永住者を除く）を追加する。

手続の流れ（所属機関の申請）



手続の流れ（外国人本人の申請）



・出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年12月14日公布)

「政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号(略)その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」(附則第18条第1項)

・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

「在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。」(Ⅱ, 4, (1)から抜粋)

・経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月17日閣議決定)

「在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、2021年中に結論を得る。」(第3章, 1, (1), ②から抜粋)

・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)

「在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、令和3年中に結論を得る。」(第1部, I, 7, (1), ④から抜粋)

・デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

「在留カードとマイナンバーカードの一体化について、現在関係省庁等で検討を進めているところであり、2021年(令和3年)中に結論を得て、所要の法律案を2022年(令和4年)の通常国会に提出し、2022年度(令和4年度)～2025年度(令和7年度)に政省令等の整備・システム改修、2025年度(令和7年度)から一体化したカードの交付を開始する予定である。」(別添1, 3. 5, ②から抜粋)

- 令和3年3月22日より、出入国在留管理庁と厚生労働省との間の情報のやり取りをオンライン化し、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報（※）が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握が可能となった。
- 厚生労働省では、特に未届が疑われる事案の連携により、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出義務を履行させ、より正確に外国人の雇用状況を把握することが可能となり、事業主に対するより適切な助言・指導につなげることが期待される。

※在留カード番号が登録されている外国人に関する外国人雇用状況届出情報。ただし、平成19年の国会審議を踏まえ、在留資格が「永住者」である外国人については、当該外国人が雇用される事業所に関する情報を除いている。

（参考1）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年度改訂）の抜粋 令和2年7月14日閣議決定

令和2年3月から在留カード番号が追加された外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。

また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号165》

（参考2）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

（届出に係る情報の提供）

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣又は出入国在留管理庁長官から、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

（法務大臣等の連絡又は協力）

第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣又は出入国在留管理庁長官に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

共生社会の基盤整備に関する意見・要望

【共生社会の推進のための意識啓発】

- 多文化共生社会の必要性・意義について、日本人を含めた住民がより一層の理解を深めるための取組を国が進めるべき（全国知事会、多文化共生推進協議会等）。
- 多文化共生の推進のためにも、日本人にとって外国人を含むマイノリティについて知る機会があると良いと思う（関係者ヒアリング〔一般社団法人Kuriya 海老原 周子氏〕）。

【共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携】

- 外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、情報共有や相互連携を図る分野横断的な総合調整の場を国の主導により設置すること（千葉県）。
- 外国人への生活支援や地域社会とのつながりづくりなどに取り組むNPOやボランティア団体等の活動を、国と地方が連携して支援する仕組みづくり（横浜市）。
- 外国人住民の社会統合政策及び適正な在留管理といった観点から、マイナンバー及びマイナンバーカードは効果的に活用できる（一般社団法人新経済連盟）。

【専門人材の育成・確保】

- 多文化ソーシャルワーカーとして活動できる人材を増やして、連携できる枠組みをつくる必要がある（関係者ヒアリング〔認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 清樹氏〕）。

【在留資格手続の円滑化・迅速化】

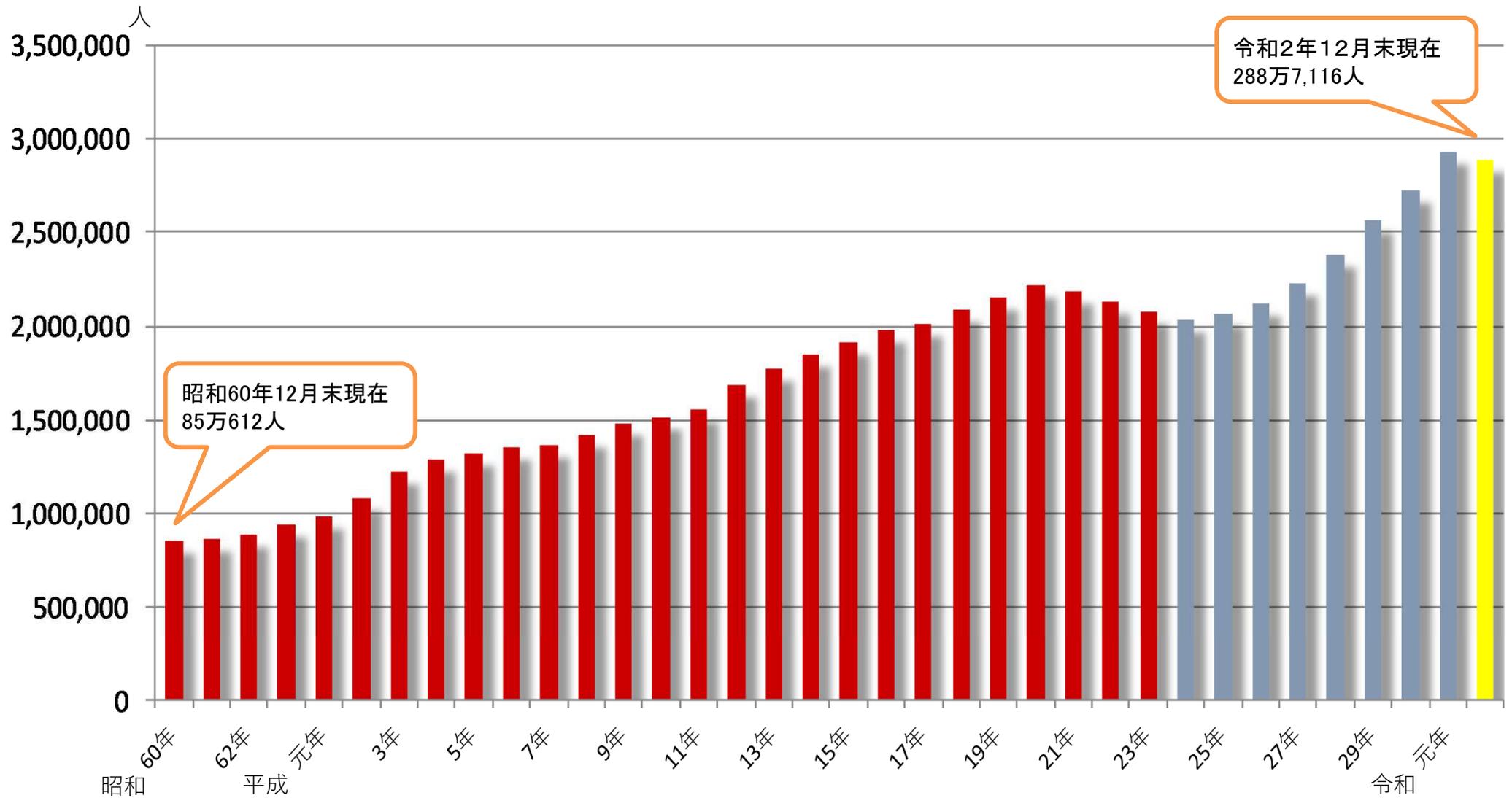
- 在留資格手続の明確化・迅速化を図ること（長野県議会）。
- 外国人本人に関する情報は、マイナンバー等と連携させることで、オンライン在留申請手続の添付書類等を減らすべきである（一般社団法人日本経済団体連合会）。

共生社会の基盤整備に関する課題

- 1 共生社会の実現に向けた日本人側の意識啓発
- 2 在留外国人やそれを取り巻く状況の情報の収集、分析及び活用の推進
- 3 国、地方公共団体、外国人支援団体等、関係機関間相互の連携
- 4 共生社会の担い手となる専門人材の育成・確保
- 5 在留資格手続等の利便性の向上
- 6 共生社会の実現のために必要な在留管理

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

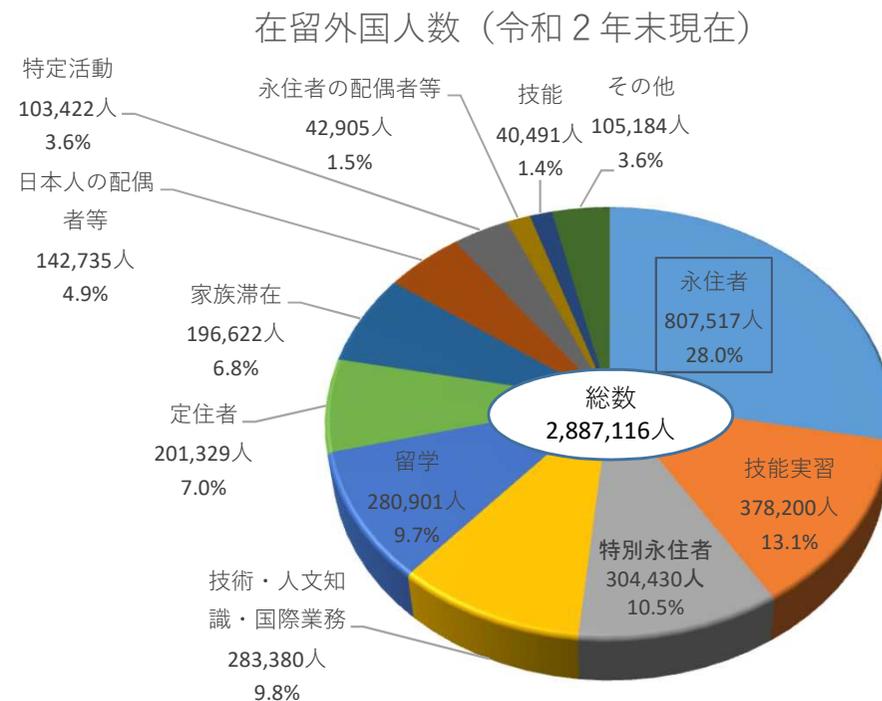
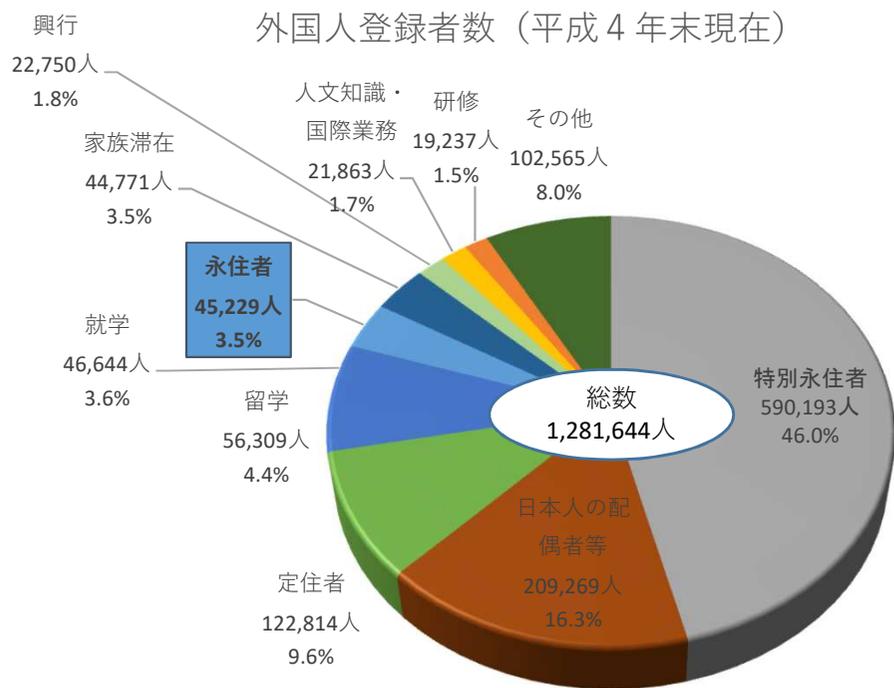
在留外国人の状況①－在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

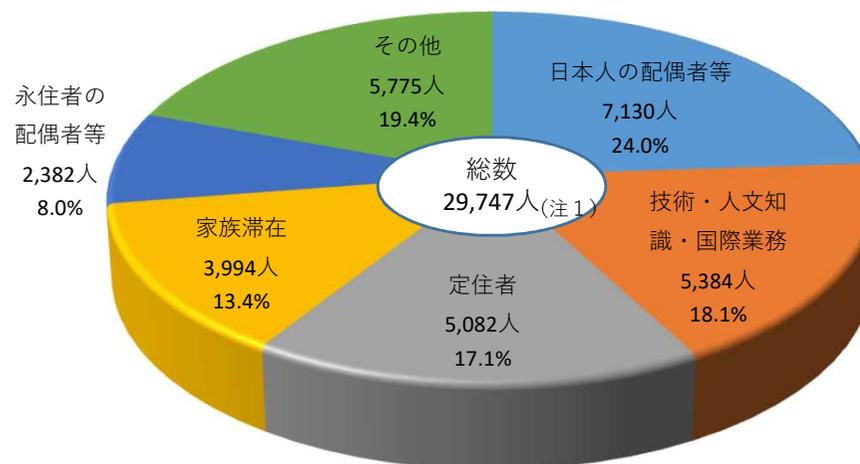
在留外国人の状況②－在留資格別内訳と永住者数の推移



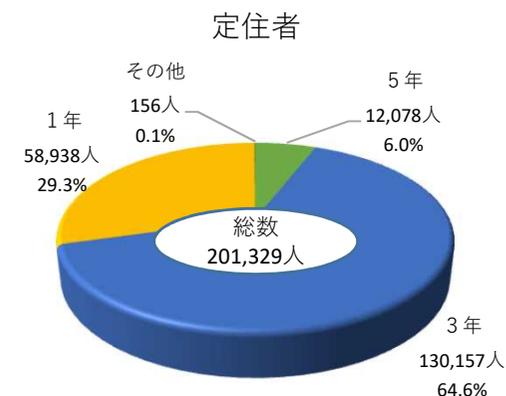
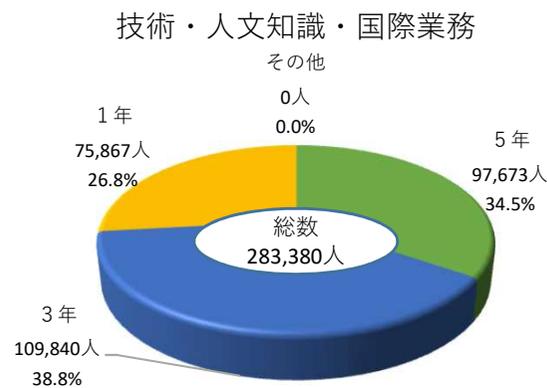
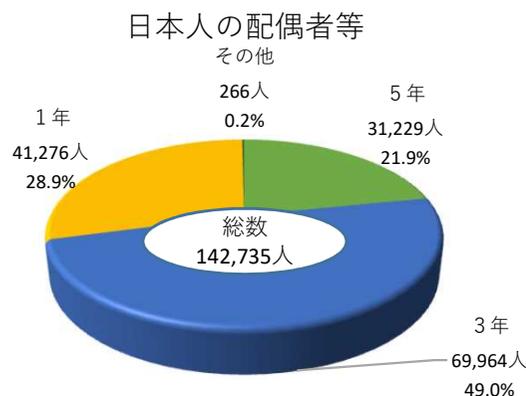
在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

在留外国人の状況③

令和2年中に永住許可を受けた者が許可時に有していた在留資格別人数（注2）



令和2年末の在留資格別・在留期間別在留外国人人数（注2）



（注1）令和2年中の永住許可件数は、速報値であり、今後公表する統計と整合しない場合がある。

（注2）令和2年中に永住許可を受けた者の永住許可時の在留資格別人数、令和2年末の在留資格別・在留期間別在留外国人人数は、本資料のために抽出・集計した暫定値であり、公表されている統計等と整合しない場合がある。

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

中長期在留者の在留管理制度（平成21年改正，平成24年7月施行）

1 外国人登録制度の廃止⇒法務省（出入国在留管理庁）が一元的に管理

2 所属機関・配偶者等に関する届出，所属機関からの届出

+ 在留資格取消制度（平成17年5月～）

+ 外国人雇用状況届出（平成19年10月～）

⇒「点の管理」から「線の管理」（点から線へ）

3 在留期間の上限の伸長（「3年」から「5年」に）
みなし再入国許可制度

4 情報の行政サービスへの活用

⇒在留外国人も住民基本台帳制度の対象に

= 在留外国人に関する正確な情報をオンラインで出入国在留管理庁から市町村へ提供

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

その他の在留管理に関する取組①

- 1 高度専門職の創設（平成26年）
在留期間の優遇（1号：一律「5年」、2号：無期限）

- 2 在留資格取消制度の活用（第5号の追加）（平成29年1月～）

入管法第22条の4

五 別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。

- 3 納税・社会保険料納付の義務の履行を永住許可の要件として明確化（令和元年5月～）

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

その他の在留管理に関する取組②

4 外国人雇用状況届出情報の活用

届出事項への在留カード番号の追加（令和2年3月～）

外国人雇用状況届出情報・在留管理情報に係る情報連携のオンライン化
（令和3年3月～）

5 在留外国人に関する情報を収集・分析・活用することによるメリハリの対応（特定技能，技能実習，留学）（令和2年4月～）

6 受入機関データベースシステムの運用開始（令和3年3月～）

申請書様式の改正（法人番号の記載）（平成31年3月～）

在留管理に関する取組（永住者の在り方の見直し等）

今後の取組（出入国在留管理庁において検討中）

1 関係機関からの情報の活用

※関係機関から直接に在留管理に必要な情報（納税・社会保険料納付情報、身分関係情報）を取得することにより外国人本人の負担軽減

※オンライン申請について、外国人本人からマイナポータルを經由した申請を可能とし、その際、マイナポータル上の自己情報（住民情報や税・社会保障情報等）を利用できるようにすることを検討中。

⇒ 利便性の向上（更なる在留期間の上限の伸長）

2 永住者の在り方の見直し

※在留外国人に占める永住者の割合が、
3. 5%（4. 5万人，平成4年（1992年）末）から
28. 0%（80. 7万人，令和2年（2020年）末）へ
急増している。

※「最長の在留期間をもって在留していること」との許可要件（「永住許可に関するガイドライン」）について、当面、在留期間「3年」を有する場合、当該要件を満たすものとして取り扱っている。

・各在留資格において「最長の在留期間」を許可する場合

次のいずれにも該当するもの

①申請人が入管法上の届出義務を履行しているもの

②各種の公的義務を履行しているもの

③学齢期の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校に通学しているもの

④主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの

外国人労働者の在留管理の概要①

○ 中長期在留者

- ・次のいずれにも当てはまらない外国人を中長期在留者といい、外国人労働者は基本的に中長期在留者である。
 - ①「3月」以下の在留期間の者、
 - ②「短期滞在」の者、
 - ③「外交」又は「公用」の者、
 - ④ ①から③の外国人に準じる者として法務省令で定める者、
 - ⑤特別永住者、
 - ⑥在留資格を有しない者



○ 在留カード

- ・中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格変更許可、在留期間更新許可などの在留に係る許可に伴って交付される。
- ・在留カードには、身分事項、在留資格、在留期間(満了日)、就労の可否など、在留管理に必要な情報が記載されているほか、偽変造防止対策の一つとしてICチップが搭載されている。



○ 線の管理(情報の継続的な把握)

- ・在留外国人に、住居地や、所属機関等に関する届出を行わせることで、在留諸申請(点)だけでなく中長期在留者に係る情報を継続的に把握できる。



○ 利便性の向上

- ・最長の在留期間が、従来の「3年」から「5年」に
- ・「みなし再入国許可」制度の導入(出国後1年以内に再入国する場合、再入国許可が不要)



外国人労働者の在留管理の概要②

中長期在留者に関する各種届出

- 1 住居地に関する届出(住居地を定めた日から14日以内に市区町村の長を通じて出入国在留管理庁長官に届出)
- 2 住居地以外の届出(事由が発生した日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届出)
 - (1)在留カードの記載事項(氏名等)の変更届出
 - (2)所属機関等に関する届出
- 3 所属機関による届出(出入国在留管理庁長官に届出)

(特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の届出を行う事業主を除く)
- 4 特定技能所属機関及び登録支援機関による届出(出入国在留管理庁長官に届出)



中長期在留者に係る在留期間の途中における在留情報の流れ

※現在、公的機関から中長期在留者に関する情報提供がなされているのは、市区町村及び厚生労働省



特定技能所属機関等の届出を活用した「線の管理」

1 届出を通じ、特定技能外国人の活動状況及び特定技能所属機関の受入れ状況等を切れ目なく把握

随時届出（入管法第19条の18第1項）
（届出事由が生じた際に届出）

- 雇用契約の変更及び変更後の内容
- 雇用契約の終了及び終了の事由
（経営上の都合、行方不明、死亡、自己都合退職等）
- 受入れることが困難になったときの事由
- 特定技能外国人に関する不正又は著しく不当な行為
- 1号特定技能外国人支援計画の変更事項 など

定期届出（入管法第19条の18第2項等）
（年に4回（四半期ごとに）届出）

- 特定技能外国人の受入れ状況
（氏名・国籍・生年月日、活動場所・活動日数等）
- 1号特定技能外国人支援計画の実施状況
- 特定技能外国人の報酬の支払状況等
- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用状況等
- 特定技能外国人の受入れに要した費用 など

2 把握した届出情報を基として、特定技能雇用契約等の基準適合性を継続的に確認

- 特定技能雇用契約や支援計画の変更時等の基準適合性確認
- 特定技能雇用契約の終了時、受入れ困難時の不適切行為の有無の確認
- 給与の支払額、活動日数の適正性の確認
- 1号特定技能外国人支援計画の実施の有無の確認 など

必要に応じ、
〔特定技能外国人、特定技能所属機関等関係者の聴取〕
〔特定技能所属機関等に対する実地調査〕
により、事実を確認

3 問題が確認された場合は指導・助言、改善命令又は関係機関への通報を実施し、受入れを適正化

ポイント

賃下げ等、特定技能外国人に係る状況の変化を迅速に察知
定点観測的に所属機関による受入れ状況の全体像を把握



他の在留資格と比較して、所属機関側の不適切な受入れの早期把握及び改善が容易に

外国人雇用状況届出情報の更なる活用に向けた取組み

外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)

- 法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成31年度中に所要の措置を講ずることを目指す。

対応

- 令和2年3月、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加
※厚生労働省令(労働施策総合推進法施行規則)の改正, 所要のシステム改修を実施
- 令和2年4月、在留カード番号を含む外国人雇用状況届出情報を厚生労働省から法務省へ提供

外国人雇用状況届出情報・在留管理情報に係る情報連携のオンライン化

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)
(令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)

- 令和2年3月から在留カード番号が追加される外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。
また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。

対応

- 両省庁にサーバを設置し、情報連携をオンライン化(令和2年度末目途)
 - ・厚生労働省は、毎日、外国人雇用状況届出情報を出入国在留管理庁に送信
 - ・出入国在留管理庁は、毎日、厚生労働省から送信された情報と出入国在留管理庁の情報を照合し、両省庁の情報が一致しない者の情報を厚生労働省に送信。また、未届が疑われる者の情報を抽出して厚生労働省に送信
 - ・厚生労働省は、ハローワークにおいて事業主に対して外国人雇用状況届出の未届等の指導を実施

⇒より迅速かつ正確な外国人の就労状況の把握, 偽装滞在者等の特定や効率的な摘発を実施することが可能となるとともに, 外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により, 外国人の的確な在留管理, 雇用管理を実現

在留管理体制の強化

在留管理における課題

- 技能実習生や留学生などの在留外国人数が増加する中、失踪技能実習生や除籍・退学留学生による不法就労の問題も生じている。
- 平成31年4月から、在留資格「特定技能」が新設されたところ、特定技能所属機関・登録支援機関からの各種届出情報を活用して、特定技能外国人の活動状況、支援実施状況等を的確に把握し、制度の適正な運用を確保する必要がある。
- 今後、特定技能外国人を含む外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくことが見込まれる。外国人の在留状況・就労状況等を迅速かつ正確に把握し、的確な在留管理を行うことはこれまで以上に重要な課題となっている。

在留資格「技能実習」

- 在留外国人数の推移
平成27年末現在:192,655人 ⇒ 令和元年末現在:410,972人(113.3%の増)
- 在留資格取消件数の推移
平成27年:7件 ⇒ 令和元年(平成31年):336件(4,700%の増)

在留資格「留学」

- 在留外国人数の推移
平成27年末現在:246,679人 ⇒ 令和元年末現在:345,791人(40.2%の増)
- 在留資格取消件数の推移
平成27年:59件 ⇒ 令和元年(平成31年):427件(623.7%の増)

在留資格「特定技能」

- 在留外国人数
令和2年3月末現在:3,987人(速報値)

在留管理インテリジェンス・センターの設置

- 令和2年4月、特定技能外国人はもとより、技能実習生や留学生などを含めた在留外国人の管理に関する情報の収集・分析を専門的に行う在留管理インテリジェンス・センターを設置した。

■センターの主な役割

- ・在留外国人に関する様々な情報を収集・分析
- ・分析結果を庁内に共有し、在留管理を支援
- ・特に、在留資格「特定技能」、「技能実習」及び「留学」に係る所属機関等や在籍者に関する分析を実施

■地方局への調査指示等

- ・分析結果に基づき、地方局に対して所属機関の調査を指示
- ・調査等が必要な「特定技能」・「技能実習」・「留学」案件を特定し、地方局に共有
- ・地方局からの結果報告を踏まえて、更なる分析を実施

外国人材の受入れ・共生のための
総合的対応策（改訂）
（2019年12月20日閣議決定）

外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても、引き続き検討を行う。

成長戦略フォローアップ
（2019年6月21日閣議決定）

〔在留管理基盤の強化〕
外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備を推進するとともに、在留管理の電子化を進める。

経済財政運営と改革の
基本方針2019
（2019年6月21日閣議決定）

〔在留状況・就労状況の把握〕
在留外国人を受入機関別に把握するためのICT活用システムの整備等を行うとともに、届出のオンライン化を検討・推進する。

現状と課題

- 現在のシステムでは、外国人個人の出入国、在留及び届出等の情報を時系列で管理している。しかし、受入れ機関の情報については外国人個人の付加情報でしかなく、機関単位での届出等の情報を履歴管理することができない。
- 受入れ機関単位での外国人在籍者情報の履歴を管理できるデータベースがない。

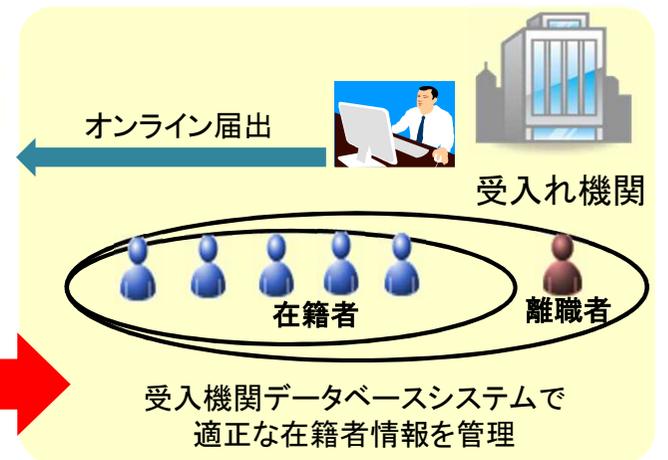
対応方針

『受入機関データベースシステム』を新規に構築する。



受入れ機関単位での情報管理を行うシステムを構築することで外国人材の受入状況等を正確且つ継続的に把握する。

- 1, 受入れ機関単位での「在籍者情報」の管理
- 2, 受入れ機関情報の履歴・届出情報の管理
- 3, 届出手続のオンライン化



今後のスケジュール

令和2年5月中から開発を開始し、令和4年3月末までに開発を完了する予定。

(1) 素行善良要件

法令を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

(2) 独立生計要件

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

(3) 国益要件

その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 10年以上継続して在留していること（うち5年は就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格で在留していること）

（注）「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者」、「定住者」、「難民の認定を受けた者」、「我が国への貢献があると認められる者」、「高度外国人材」等については、10年以上の継続在留要件が緩和されている。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること

ウ 最長の在留期間を所持していること

（注）当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱う。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと



世論調査

実施経緯

平成30年の改正入管法に係る審議において、永住許可に対し「厳格に審査を行うこと」と附帯決議がなされていること等から、国民の意見を踏まえた検討を行うため、調査を実施したものの。

調査時期：令和元年11月7日～17日

調査対象者：全国18歳以上の男女3,000人

有効回収数：1,572人（有効回収率52.4%）

1 日本の永住者数を多いと思うか

・多いと思う	16.8%	} 38.3%
・どちらかといえば多いと思う	21.5%	
・適当だと思う		29.2%
・どちらかといえば少ないと思う	13.1%	} 18.6%
・少ないと思う	5.5%	
・わからない		13.9%

2 永住を許可する際、どのような要件が必要だと思うか (複数回答)

・犯罪歴がないこと	73.7%
・税金や社会保険料を納めていること	71.6%
・不法入国、不法残留、不法就労など出入国管理及び難民認定法に違反したことがないこと	61.3%
・自力で暮らしていける程度の収入や資産があること	53.9%
・日常的な場面で意思疎通ができる程度の日本語が話せること	41.0%
・生活保護を受給していないこと	37.4%
・日本に原則として10年以上住んでいること	30.1%
・日本への一定の貢献が認められる	21.4%
・その他、特になし、わからない	3.0%

3 一度永住許可された人に対し、永住許可された時の要件を満たさなくなった場合に、その永住許可を取り消して、再び活動内容や在留期間に制限がある立場に変更する制度を設けることに賛成か、反対か

・賛成	74.8%
・反対	14.6%
・わからない	10.6%

4 永住許可を取り消す制度を設けることとしたら、どのような場合に取り消すべきか（3で「賛成」と答えた方が複数回答）

・犯罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた（執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）場合	81.0%
・税金や社会保険料を納めなくなった場合	73.2%
・生活保護を受けるようになった場合	39.8%
・日本人と結婚していることによって、通常より早く永住を許可された外国人が、その後すぐに離婚した場合	38.3%
・1年のほとんどを海外で生活している場合	33.1%
・収入が一定水準を超えていたことによって、通常より早く永住を許可された外国人が、その後水準未満に収入を減らした場合	14.8%
・その他、特になし、わからない	2.2%

令和元年5月31日付け「永住許可に関するガイドライン」改定の際のパブリックコメントに寄せられた意見

- 外国人にとって、在留期間の制約のない永住資格を取得することは、日本で安定的な生活を送るための貴重なステップであり、共生社会の基盤の一つでもあることから、今後、より一層、永住許可要件を緩和すべきである。
- 公的義務の不履行については、個々の事情を十分に勘案すべきであり、公的義務の履行をしていないという理由のみで、永住許可要件を満たさないと一律に排除することは適当でない。
- 永住許可申請に係る提出書類を簡略化できないか。
- ガイドライン1のただし書にある「日本人、永住者は又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（1）素行善良要件及び（2）独立生計要件に適合することを要しない」という部分は削除すべきである。
- 外国人が日本の国益に該当すると言えるためには、日本語能力や日本の文化・社会等に対する理解力も求めるべき。
- 永住許可後に、公的義務不履行や海外移住が発覚した場合など永住許可に関する法律上の要件を満たさなくなった場合に永住を取り消す制度についても検討すべき。

出入国管理行政懇談会等において、地方自治体等から寄せられた意見（令和元年度）

- 住民税や国民健康保険料について、永住許可申請時にまとめて納付する者がいる。永住許可後においても公的義務の履行を確認すべき。
- 国民健康保険料を滞納している永住者については、生活に困窮しており支払い能力がない場合も散見される。このようなケースでは、永住者に対する規制を厳しくしても、徴収効果は低いと考えている。

○附帯決議（平成30年12月8日 参議院法務委員会）

十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第二十二條第二項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。

○第一次出入国在留管理基本計画（平成31年4月策定）

8（5）永住許可の在り方の検討

今後も、我が国に在留する外国人が増加し続ける中で、入管法等改正法の附則規定に基づく2年後の見直しも見据え、在留活動に制限がなく、かつ、在留期間にも制限のない在留資格「永住者」について、その在り方を検討していく。